

参考

【国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針（抜粋）】

平成 29 年 12 月 15 日

内閣総理大臣決定

令和元年 6 月 12 日変更

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 5 第 3 項の規定に基づき、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針を次のように決定する。

なお、**出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律**（平成 30 年法律第 102 号。以下「入管法等改正法」という。）**に基づく特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針**（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）**において、農業が特定産業分野に位置付けられたことに鑑み、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業は段階的に特定技能の在留資格に係る制度**（以下「新制度」という。）**に移行することとする。**

第 1～第 15（略）

第 16 新制度施行後の外国人農業支援人材の新規受入れ

- 1 特定機関は、本事業に基づく外国人農業支援人材を新たに受け入れる場合には、令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までに当該人材を入国させるよう計画的に手続を進めるよう努めるものとする。
- 2 特定機関は、雇用する外国人農業支援人材が在留資格の変更を行った場合には、別に定める様式により、速やかに適正受入管理協議会に報告しなければならない。
- 3 適正受入管理協議会は、第 1 項に規定する期限以降に、第 9 第 3 項の規定に基づき同項（1）に掲げる新たに外国人農業支援人材を雇用する内容の報告を受けた場合は、第 1 項の規定によらず引き続き本事業で受入れを希望する理由等について特定機関に報告を求めるものとする

参考

適正受入管理協議会設置要綱(案)(抜粋)

内 閣 府
法 務 省
厚 生 労 働 省
経 済 産 業 省

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る適正受入管理協議会は、都府県又は市を単位に、以下の内容による要綱をもって、第1第1項に定める構成員の合意により設置するものとする。

第1 設置

- 1 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 16 条の5第1項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に実施するため、〇〇国家戦略特別区域会議（以下単に「国家戦略特別区域会議」という。）の下に、関係自治体（本事業を定めた法第9条第1項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」という。）において農業支援活動を行う区域として定められた区域の属する地方公共団体であって、認定区域計画に定められたものをいう。）、内閣府地方創生推進事務局、〇〇出入国在留管理局、〇〇労働局及び〇〇農政局により構成する〇〇都府県市適正受入管理協議会（以下単に「適正受入管理協議会」という。）を置く。
- 2 適正受入管理協議会には、前項に定める構成員の協議により、必要に応じて、当該構成員以外の機関を構成員として加えることができるものとする。
- 3 適正受入管理協議会の事務局は、関係自治体が務めるものとする

第2 役割

適正受入管理協議会は、本事業を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定機関として外国人農業支援人材（農業支援活動を行う外国人で、法第 16 条の5第1項に基づく政令で定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）を受け入れようとする者が同項に基づく政令で定める基準（以下「特定機関の基準」という。）に適合していることの確認に関すること。
- (2) 特定機関からの報告の受理及び聴取に関すること。
- (3) 特定機関に対する巡回指導に関すること。
- (4) 特定機関に対する監査に関すること。
- (5) 派遣先農業経営体（法第 16 条の5第3項に基づき定められた国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針（平成 29 年 12 月 15 日内閣総理大臣決定。以下単に「指針」という。）第2第3項に規定する派遣先農業経営体をいう。

以下同じ。) に対する現地調査に関すること。

(6) 外国人農業支援人材の保護に関すること。

(7) 特定機関において外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置に関すること。

(8) その他本事業の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

第3～第9（略）

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（抜粋）

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

（法務省設置法の一部改正）

第二条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

付則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第六条及び第十八条第一 項の規定は、公布の日から施行する。

（改正の理由）

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（参考）出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（入管庁 HP より抜粋）

国会提出日	法律名	資料
平成 30 年 11 月 2 日	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律 可決成立日 平成 30 年 12 月 8 日 公布日 平成 30 年 12 月 14 日（法律第 102 号） 官報掲載日 平成 30 年 12 月 14 日（号外第 276 号） 施行日 一部の規定を除き、平成 31 年 4 月 1 日	法律案要綱 [PDF] 法律案 [PDF] 理由 [PDF] 新旧対照条文 [PDF] 修正案要綱、修正案及び修正に係る新旧対照条文は、以下のとおり。 修正案要綱 [PDF] 修正案 [PDF] 修正に係る新旧対照条文 [PDF] 修正議決を経て成立、公布された法律は以下のとおり。 法律 [PDF] 新旧対照条文 [PDF]